

川崎市立野川小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

・教育関係法令
・小学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育 21 推進事業

学校教育目標（めざす子ども像）

知・徳・体の調和のとれた子どもの育成

- 1 【知】 かしこく…意欲と好奇心をもって学習に臨む子・生きる知恵をもった子
- 2 【徳】 やさしく…自分、他人、集団を大切に作る心をもった子
- 3 【体】 たくましく…心身ともに健康な子

学校経営方針

- 1 身につけさせたい資質・能力を育む
- 2 元気な体と豊かな心を育む
- 3 安全・安心な学校を育む
- 4 地域に開かれた特色ある学校を育む

重点目標及び方向性

- 1 教育力を高め、身につけさせたい資質・能力の育成を図る
- 2 ふれあいを大切に認め合う心の育成を図る
- 3 安心・安全を守り心身の健やかな育成を図る
- 4 連携を強め、学校愛・地域愛の育成を図る

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 資質・能力の育成	② 認め合う心の育成	③ 心身の健やかな育成	④ 学校愛・地域愛の育成
○基礎・基本のさらなる定着と主体的に学ぶ意欲の育成 ○資質・能力育成に向けた教育内容の効果的な編成 ○体力の向上 ○指導力・授業力の向上	○認め合う学習習慣・生活習慣の育成 ○ふれあい活動の推進 ○特別活動等を通じた児童の主体的な取り組みの奨励と支援 ○自分づくり友達づくりと社会性の向上	○支援体制の確立と推進 ○児童指導体制の充実 ○いじめを許さない体制づくり ○防犯防災体制の確認と情報モラル教育の推進	○連携教育の推進 ○保護者や地域の教育力の活用 ○開かれた学校づくりの推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○学習指導要領の趣旨を大切に主體的・対話的で深い学びの推進 ○カリキュラムマネジメントによる学習指導計画の策定 ○学び合い・実践研究	○聴き合う関係 ○異学年交流によるふれあい活動 ○学年段階に応じた行事や特別活動への児童の参画 ○人権尊重教育	○組織的な対応、共通認識をもった対応 ○いじめ等の早期発見と早期対応 ○情報モラルや防犯教育の推進	○幼稚園・保育園との交流推進、野川中学校区との連携の強化 ○地域学習材・地域協力者 ○学校評価・学校運営協議会の充実 ○幅広い情報発信
--	--	---	--

重点に係る具体的な取組

・校内研究を中心とした実践研究 ・学び合いによる授業づくり	・異学年交流によるふれあい活動の推進 ・共生＊共育プログラムを年間計画に基づき全学級で実施	・教育相談、ケース会議の充実 ・報告連絡相談などの組織的共通認識をもった対応 ・いじめ等の早期発見と早期対応 ・いじめ等の短期的対応および長期的対応の充実 ・情報モラルや防犯教育の推進	・保護者や関係機関との連携強化と教育ボランティアの活用 ・学校評価をもとにマネジメントを計画的に進め、全職員による説明と報告の推進
--	--	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業や指導を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で管理職やＣＯ、複数の職員に周知し、多面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任（鍋田）
学年主任（鈴木聡）（川田）（石渡）（丸山）（小國）（田中）
児童支援部会
（鈴木聡）（青木）（石渡）（倉橋）（中村）（岡村）（織茂）（田中）（中川）（大隈）
養護教諭（小田中）（迫）
支援教育コーディネーター（大隈）
学校巡回カウンセラー（橋若）
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
・・・・・・・・（校長・教頭・児童支援部会）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・（児童支援部会）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・（児童支援部会、共生＊教育担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・（児童支援部会、共生＊教育担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・（支援教育Co.道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・（児童支援部会）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（支援教育Co.）
1年・・（学年主任、児童支援部会担当） 2年・・（学年主任、児童支援部会担当）
3年・・（学年主任、児童支援部会担当） 4年・・（学年主任、児童支援部会担当）
5年・・（学年主任、児童支援部会担当） 6年・・（学年主任、児童支援部会担当）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（支援教育Co.）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（支援教育Co.）

【保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・（教頭、教務主任、支援教育Co.）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・（教頭、教務主任、地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育Co.）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・（校長、教頭、支援教育Co.）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童支援部会・職員会議等）
4	・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策、いじめ防止基本方針に関する研修会 ・児童指導全体会①②
5	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・集約について
6	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケートの実施・結果を受けての対応について ・児童指導全体会③ ・【児童生徒指導点検強化月間】の取組（野川スタンダードの確認等）
7	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童指導全体会④
9	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・児童指導全体会⑤
10	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケートの内容検討・実施・集計について ・児童指導全体会⑥
11	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・集計について ・児童指導全体会⑦
1	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケートの実施 ・第3回学校生活アンケート結果を受けての対応について ・児童指導全体会⑧
2	・【学校体制振り返り月間】の取組（野川スタンダードの確認→来年度に向けての見直し等） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・児童指導全体会⑨
3	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・児童指導全体会⑩

◎本校のいじめ防止に向けた取組

1. みんなにとってやさしく過ごしやすいクラスをめざした学級経営と授業

- ・授業や教室空間のユニバーサルデザイン
- ・校内研究と連携した授業づくり
- ・いじめをしない、許さない、学級風土および学校風土の醸成

2. 人権尊重教育の実践

- ・人権教育カリキュラムの実践と検証
- ・共生＊共育プログラムと効果測定（年2～3回）
- ・子どもの権利学習
- ・性の多様性プログラム

3. 生活態度の育成

- ・主体的に自分の生き方の目標を選択・追求して自覚的な生活態度の育成
- ・生活目標や野川スタンダードをもとに生活のふりかえり
- ・学校生活アンケート

4. 児童の自主的な取組

- ・集会・児童会でのよびかけ（募金活動なども含む）
- ・委員会主体で行うあいさつ運動
- ・いじめ防止標語コンテスト
- ・委員会主催の集会活動
- ・さまざまな場面での異学年交流

5. 保護者の取組（PTA 活動）

- ・運営委員会での呼びかけ

6. 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・子ども会活動
- ・虹色の音楽会
- ・福祉祭り

7. その他

- ・保護者との教育相談の充実
- ・地域、関連機関、学校運営評議会との情報交換